

第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に向けてのテーマ別ワークショップ

「“孤独・孤立対策”身寄りを頼ることができない高齢者及び親亡き後支援」報告資料

1 ワークショップの内容

(1) 趣旨

現在国では、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性について、また、**身寄りを頼ることができない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について、検討がなされている（地域共生社会の在り方検討会議）。**

そうした背景も踏まえ、**第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、国で検討されている内容を盛り込んでいくために、「身寄りを頼ることができない方の支援」について、検討するテーマ別ワークショップを開催。**

(2) 主催

- ・豊田市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）（くらし応援課）
- ・豊田市（以下、「市」という。）（よりそい支援課）

(3) 回数・日時

- ・第1回：令和6年10月24日（木）午後2時～午後4時
 - ・第2回：令和6年11月14日（木）午後2時～午後4時
 - ・第3回：令和6年12月11日（水）午後2時～午後4時
- ※計3回、月1回を実施。

(4) 場所

豊田市福祉センター 3階 会議室

(5) 参加メンバー

- ・法福連携推進協議会身寄りのない支援部会
- ・豊田市高齢者クラブ連合会
- ・障がい当事者・親のグループ（あけぼの会、エンジェル等）
- ・専門職（地域包括支援センター（以下、「包括」という。）、障がい者相談支援事業所、社会福祉連携推進法人となりの、ユートピア若宮等）
- ・企業等（葬儀会社、JA あいち豊田、豊田信用金庫・トヨタ生活協同組合等）

※法福連携推進協議会身寄りのない支援部会参加団体（順不同）

No.	団体名
1	愛知県弁護士会
2	愛知県司法書士会
3	愛知県社会福祉士会

4	一般社団法人 豊田加茂医師会
5	JA 愛知厚生連 豊田厚生病院
6	基幹包括支援センター
7	社会福祉法人 無門福祉会
8	熊田法律事務所
9	豊田地域医療センター
10	医療法人豊和会 豊田南病院
11	社会福祉法人 旭会
12	社会福祉法人福寿園 豊田福寿園

(6) 内容等

回	日程	内容
第1回	10月24日（木） 午後2時～ 午後4時	講演 テーマ：身寄りのない人の入院・入所問題の解決に向けて～愛知県尾張北部：地域医療機関ガイドライン作成の取り組み～ 講師：JA 愛知厚生連 江南厚生病院 地域連携部 患者支援室 室長 野田智子氏 取り組み紹介 「身寄りを頼ることができない方の支援のレシピ集〈救急搬送編〉」 報告 「身寄りのない方の支援に対するアンケート結果」 ※包括・居宅・障がい者相談支援事業所・ひとり暮らし高齢者、障がいのある方、障がい児者の親の会等 グループワーク 上記、講話・説明を受けて、課題抽出
第2回	11月14日（木） 午後2時～ 午後4時	第1回の振り返り グループワークで出された「課題」について報告 グループワーク ①「課題に対して、できること・できないこと」 ②「必要な支援の優先順位づけ」
第3回	12月11日（水） 午後2時～ 午後4時	第2回の振り返り グループワークで出された「でていること・できないこと」「必要な支援の優先順位」づけについて報告 説明「今後の取組（予定）」 「日常支援」、「入院・入所支援」「死後事務支援」の3スキームごとの取り組む内容について説明 グループワーク 周知・啓発方法及び理解浸透のアプローチ 基調講演 テーマ：豊田市における権利擁護支援の充実に向けて 講師：熊田法律事務所 弁護士 熊田均氏

2 ワークショップの実績等

弁護士、司法書士、社会福祉士、包括、ケアマネ、障がい相談、葬儀会社、金融機関、障がい当事者、高齢者クラブ、障がいのある方の親の会など、**実人数106名（延べ214名）**参加し、課題や取組について検討した。



第1回（10月24日）



第2回（11月14日）



第3回（12月11日）

出された具体的なニーズ（課題） ※一部

- ・本人の意思決定を支援してくれる人が必要。本人の意思は変化する為、定期的な確認が必要。
- ・契約や治療等を本人と一緒に考えてくれる人がいない。
- ・入院した際、衣類や日用品の買い出しや、自宅から荷物を届けてくれる人がいない。
- ・入院した際、自宅の管理ができない。
- ・入所した際の緊急連絡先がなく、サービスを受けられない。
- ・入院費の滞納があり、回収ができない。
- ・死後事務を行う人がいなく、家財処分や遺品整理ができないまま部屋に残っている。

必要な支援内容 ※一部

- ・定期的な意思決定支援（契約・入院や治療時含む）
- ・入院した際、衣類や日用品の買い出しや、自宅から荷物を届けてくれる仕組み
- ・入院した際、自宅の管理
- ・入院・入所時の緊急連絡先
- ・死後事務（家財処分・遺品整理）
- ・お金のない方への立て替え支払いの仕組み
- ・事前準備等の啓発の仕組み
- ・関係機関のネットワーク構築（上記以外の課題及び仕組みの検討等）

3 今後の取り組み内容等

（1）全体イメージ

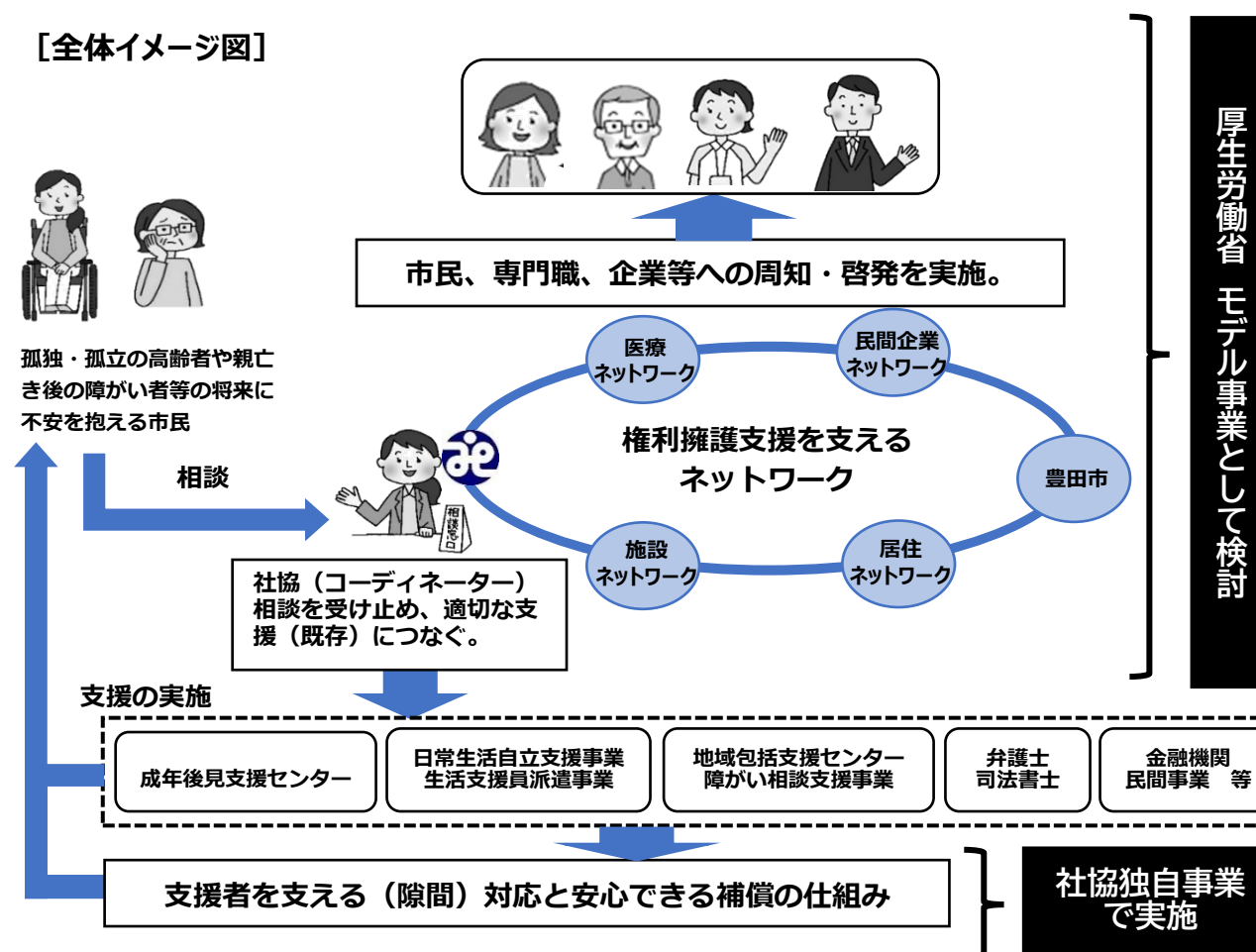
①厚生労働省新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」

- ・（仮称）権利擁護支援コーディネーターを配置し、適切な支援（既存）につなぐ。
- ・権利擁護支援を支えるネットワークの構築を行い、市民への啓発や既存事業の周知を図る。

②豊田市社会福祉協議会 独自事業

- ・日常生活、入院・入所時、死後の3つの場面での支援を実施する。
- ※詳細は、（2）豊田市社会福祉協議会 身寄りを頼ることができない方の支援事業「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」参照

【全体イメージ図】



(2) 豊田市社会福祉協議会 身寄りを頼ることができない方の支援

「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」

① 対象

市内に居住している身寄りを頼ることができない方で判断能力のある方

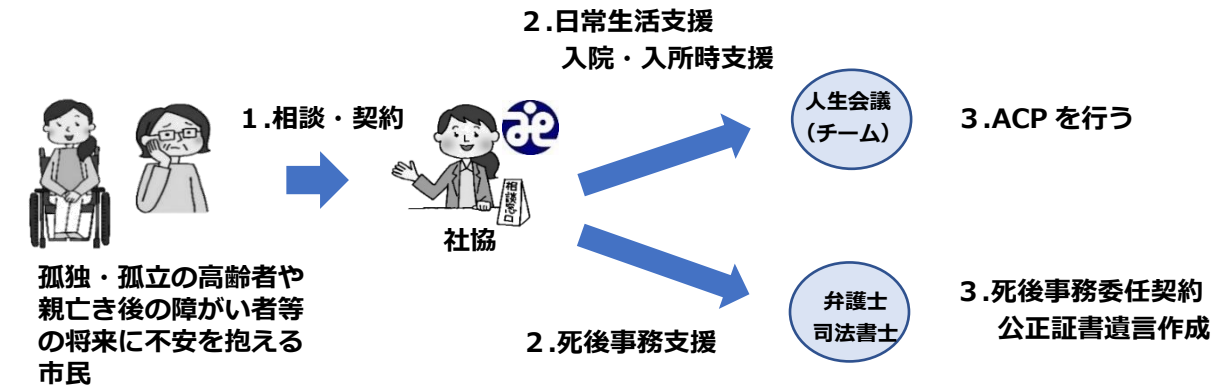
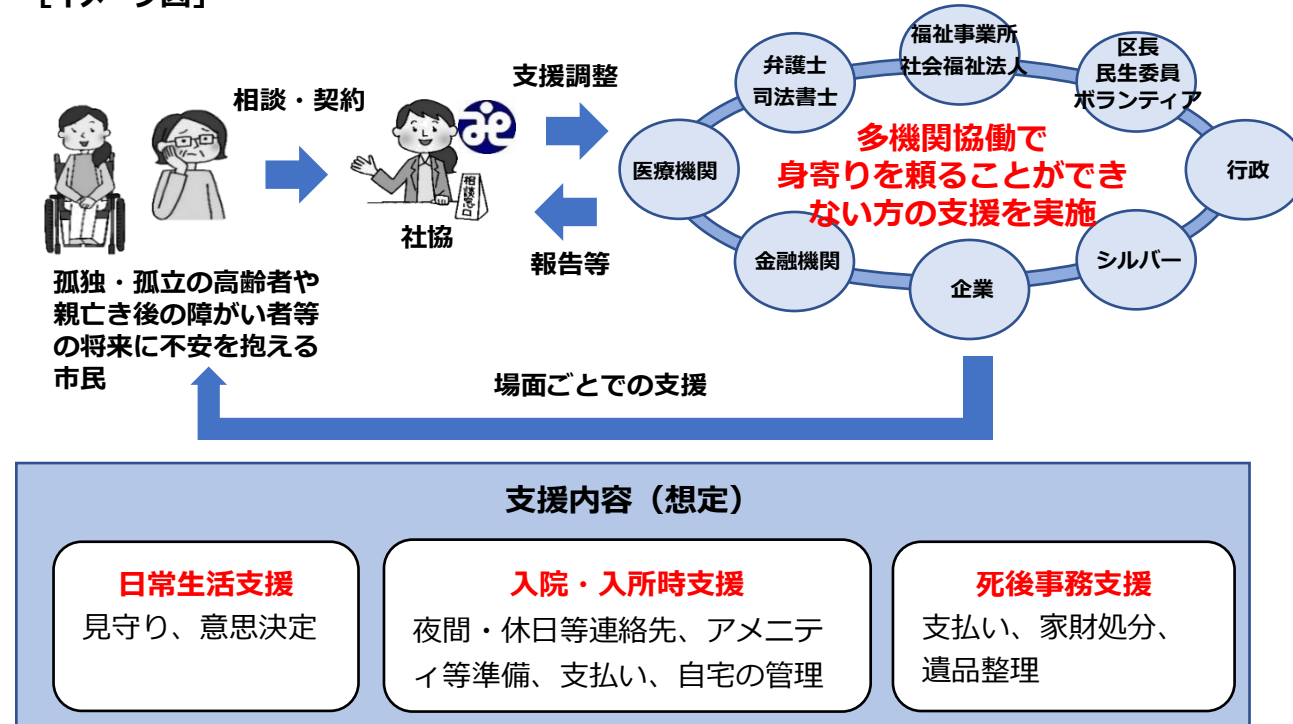
※身寄りを頼ることができない方は・・・

- ・家族や親族がいない方
- ・家族や親族がいても関係性の問題等により頼れない方
- ・家族や親族がいても遠方で、すぐに支援を受けられない方

② 支援内容

- ・日常生活、入院・入所時、死後の3つの場面の支援を実施する。
- ・支援（事業）は権利擁護基金を活用し、各種団体と連携しながら実施する（多機関協働）。

【イメージ図】



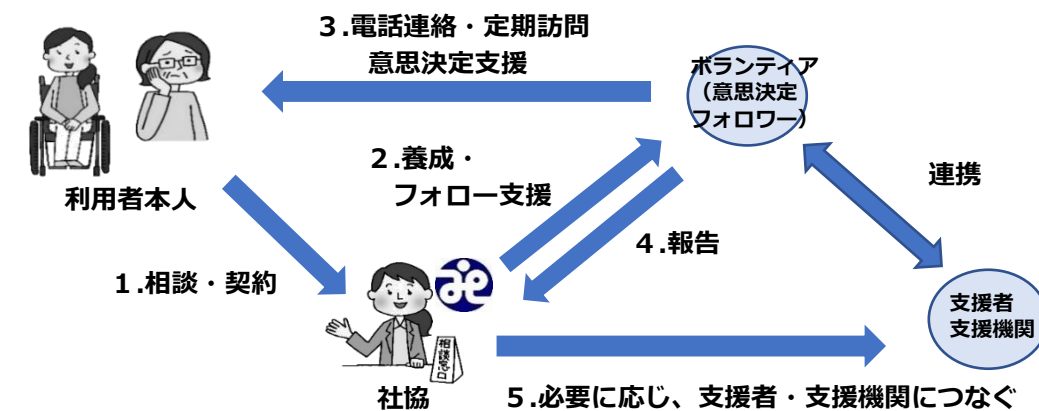
相談時に下記の内容を確認

- ・生活状況、住居環境
- ・制度やサービス等の契約状況
- ・医療に関する希望
- ・葬儀や埋葬
- ・家財処分の意向 など

※死後事務支援は葬儀や埋葬費用の見積もり、家財処分の見積もりを準備していただきます。

イ 日常生活支援（見守り&意思決定支援） イメージ

- ・ボランティア（意思決定フォロワー）を養成し、見守り（電話・訪問等）及び意思決定支援を実施することで、本人の意思やその変化を確認する。
- ・見守りの報告を受ける中で、必要に応じ、支援者（民生委員等）・支援機関（包括・障がい相談等）につなぐ。



ウ 入院・入所時支援 ① 夜間・休日等連絡先（安心コールセンター） イメージ

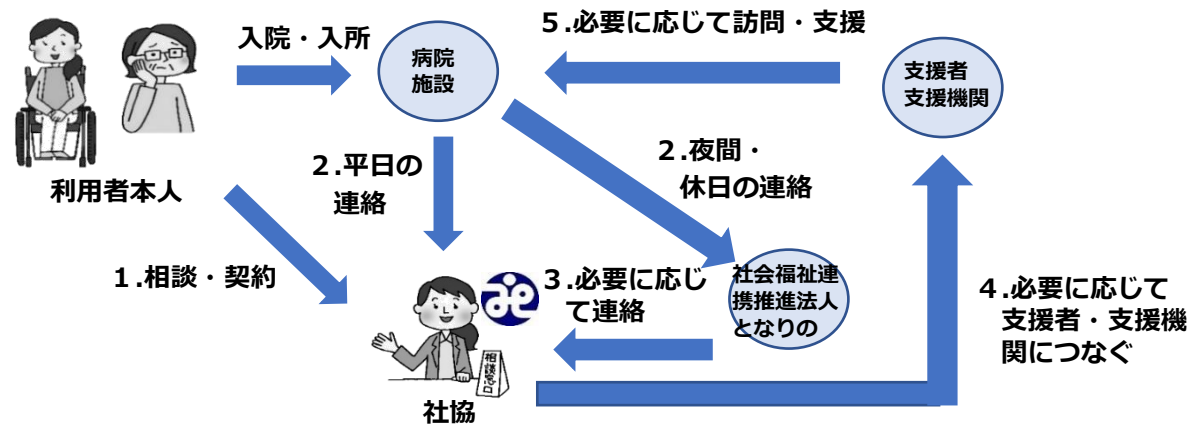
- ・平日は支援者・支援機関もしくは社協に連絡。夜間・休日は、**社会福祉法人連携推進法人となりの**に連絡。
- ※夜間・休日に電話を受けても、翌営業日に社協へ連絡。その場での（夜間・休日）対応はしません。

夜間・休日等連絡先：安心コールセンター ※電話番号のイメージで、緊急連絡先（緊急対応）ではありません。

- ・翌営業日に社会福祉法人から社協へ、社協から支援者・支援機関につながります

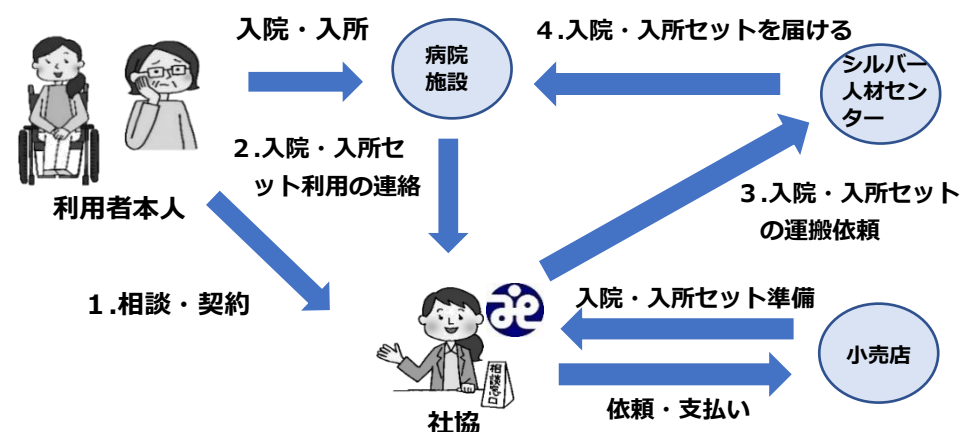
ア 契約、ACP（Advance Care Planning アドバンス ケア プランニング） イメージ

- ・豊田市社会福祉協議会は、医療・福祉等の本人を支えるチームや弁護士・司法書士と連携して、契約を行う予定しています。
- ・死後事務支援は公正証書遺言及び死後事務委任契約が必要になります。
- ・契約に際して ACP を行い、本人の意思を確認していきます。また、日常生活を支援する中でも、継続的に意思決定支援を行います。



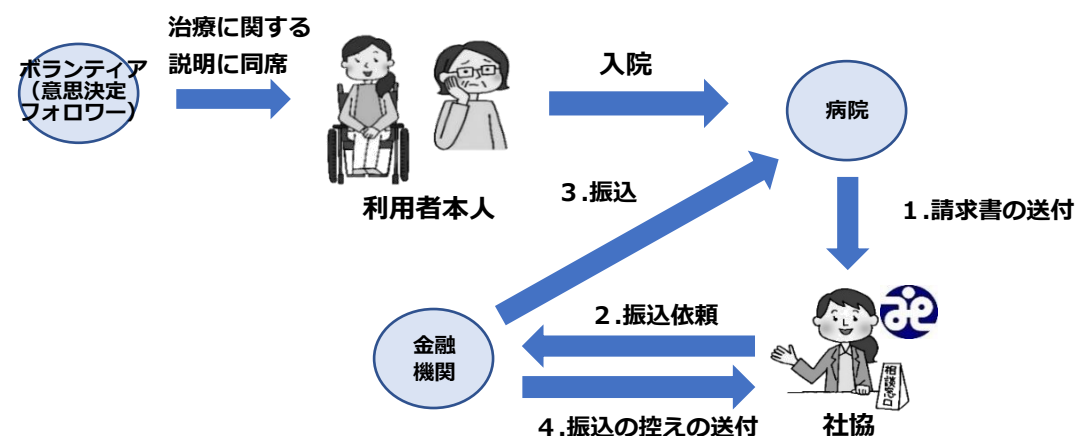
ウ 入院・入所時支援 ② アメニティ等準備 イメージ

- ・提携をした小売店にて、入院・入所セットを準備し、社協にて保管。
- ・本人もしくは病院や施設からの連絡により、入院・入所セットを豊田市シルバー人材センターに届けていただく。



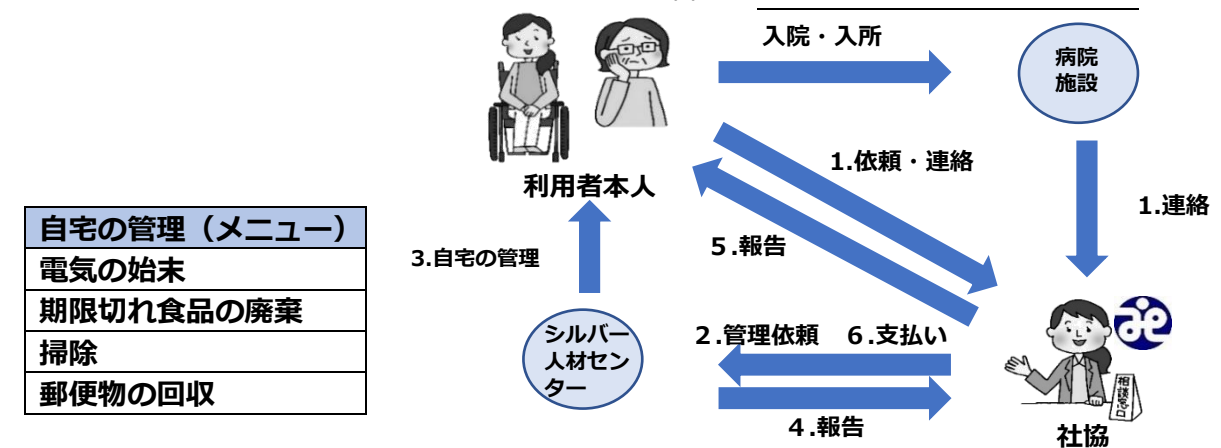
ウ 入院・入所時支援 ③ 支払い・意思決定支援 イメージ

- ・本人もしくは病院から、社協に連絡。
- ・事前に提携先の金融機関に提出した口座振替依頼書により、本人口座から医療費の支払いをする。
- ・意思決定支援は事前に預かったエンディングノートを活用し、本人が希望する場合、治療に関する説明にボランティア（意思決定フォロー）が同席。



ウ 入院・入所時支援 ④ 自宅の管理 イメージ

- ・本人もしくは病院・施設から、社協に連絡。
- ・本人からの依頼により、入院・入所時の自宅の管理を豊田市シルバー人材センターに依頼し、実施。



エ 死後事務支援（支払い・家財処分・遺品整理） イメージ

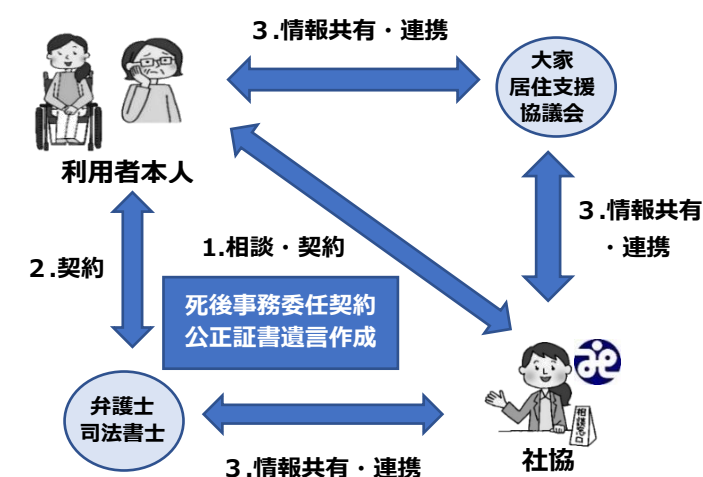
【生前】

- ・大家や居住支援協議会等と情報共有・連携をする。

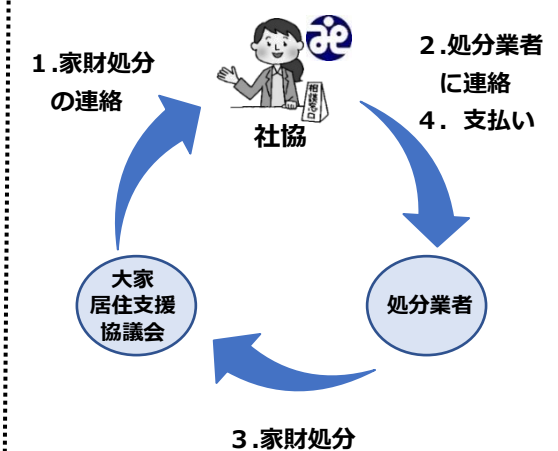
【死後】

- ・大家等から家財処分の連絡を受け、処分業者に連絡。
- ・処分業者により、家財処分を実施。処分代の支払いを行う。

【生前連携】



【死後 家事処分・遺品整理】



③ 予算

豊田市社会福祉協議会 権利擁護基金を令和6年9月に設置した。基金（寄付金）を活用して事業を実施。

④ 対象者数

市内に居住する身寄りを頼ることができない方400人

年度	R7	R8	R9	R10
登録者数（人）※目標値	50	100	200	400